

公益財団法人 日本ライフセービング協会

選手選考委員会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の基本規程第2章第5節事業本部、専門委員会及び専門室に定められた規定に基づいて設置された、選手選考委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定めることにより、選手選考に関しその公正、適正をはかることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 本協会は常設の機関として委員会を設置する。

(委員会)

第3条 委員長には、スポーツ育成委員長が就任し、理事会の承認により、理事長が委嘱する。

2 専門委員は、以下のものの中から、委員長が選任し、担当理事の承認により、理事長が委嘱する。

- (1) 日本代表監督
- (2) ハイパフォーマンスチーム・コーチ
- (3) スポーツ育成委員会委員
- (4) 学識経験者

3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席を持って成立する。

4 議長は委員長とする。

5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 事務局長及び担当理事は、委員会に出席して意見又は説明を聴くことができる。

7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

8 委員会は、原則として非公開とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置期間内として最長2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第5条 委員長及び専門委員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(審議事項)

第6条 委員会は、本協会の強化指定選手の選考について審議し、選任を決定する。

2 委員会は、日本代表監督の選任した日本代表選手を審議し、承認をする。

(選考基準の開示)

第7条 強化指定選手についての選考基準は、ハイパフォーマンスチーム及び日本代表の編成方針に従い、スポーツ育成委員会より事前に広く開示することとする。

(選考理由の説明)

第8条 委員会が選考した強化指定選手の選考結果に対する説明要求は、選手を推薦した所属クラブを通して委員会が受け付けるものとする。

2 日本代表監督が選任した日本代表選手の選考結果に対する説明要求は、選手を推薦した所属クラブを通じて日本代表監督が受け付けるものとする。

(不服申し立て)

第9条 本委員会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2020年3月14日から施行する。